

こども園管理規則

(目 的)

第1条 この規則は、児童福祉法（以下「法」という）に基づいて乳幼児の健全な成長、発達を援助することを目的として、こども園の管理について必要な事項を定めるものとする。

(名 称)

第2条 本保育所は、社会福祉法人さくら福祉会 細呂木こども園 と称する。

(所 在 地)

第3条 本こども園の所在地は、福井県あわら市滝63号25番地とする。

(定 員)

第4条 本こども園の定員は、65名とする。

(入 所)

第5条 本こども園に入所する者は、法第24条の規定により、あわら市長から委託を受けた児童（以下「利用児童」という）とする。

ただし、定員に余裕のある場合には、その範囲内において利用児童以外の児童（以下「私的契約利用児童」という）を入所させることができる。

(退 所)

第6条 園長は、次の各号の1に該当する時は、登所を一時停止又は退所させることができる。

ただし、利用児童については、委託権者と十分連携を取り必要な処置を行うものとする。

- (1) 疾病その他の事由により保育上障害があると認められるとき。
- (2) その他園長が必要と認めたとき。

(保 育 料)

第7条 本こども園のこども園料は、利用児童については、あわら市長が定めた徴収基準の額とし、私的契約利用児童については、法第51条第1号に規定する法第45条の最低基準を維持するために要する費用とする。

2 一時預かり、延長こども園料金は、理事長が定める。

(保 育 時 間)

第8条 本こども園の開所時間は、午前7時30分から午後6時30分までとする。

ただし、園長が必要と認めた児童については、保育時間を延長することができる。

(休 所 日)

第9条 本こども園の休園日は、次のとおりとする。

- (1) 国民の祝日に関する法律に規定する日。
- (2) 日曜日

- (3) 年末及び年始（12月29日から31日まで及び1月2日から3日まで）
- (4) その他園長が特に必要と認めたとき。

（保育内容）

- 第10条 保育内容については、児童の年齢、発育に応じてこれを分け、保育目標、保育計画、指導計画をたてなければならない。
- 2 日課及び年間行事については、別に定める。

（職員）

第11条 本こども園に、次の職員を置く。

- (1) 園長
- (2) 副園長
- (3) 主任保育教諭
- (4) 保育教諭
- (5) 調理員
- (6) 嘱託医及び嘱託歯科医

なお、必要に応じ保健師又は看護師、栄養士、事務員を置く。

（職務）

第12条 職員の職務内容は、次のとおりとする。

- (1) 園長は、理事長の命を受けて所務を掌理し、職員を指揮監督する。
- (2) 園長に事故あるときは、理事長があらかじめ指定した職員がこれを代理する。
- (3) その他の職員は、園長の命を受けて所定の業務に従事する。

（給食）

第13条 園長は、児童の給食を行うにあたって次の事項を実施しなければならない。

- (1) 献立の作成は、栄養、嗜好など児童の健全な発育を考慮したものとする。
- (2) 献立表は、1ヶ月ごとに作成し、所長が確認すること。
- (3) 調理、加工及び配膳、貯蔵は、清潔で衛生的な環境で行うこと。
- (4) 食器の消毒は、その都度行うこと。
- (5) 保存食は、 -20°C 以下で2週間以上保存すること。
- (6) 検食は、毎食について行うこと。

- 2 給食担当職員の検便は、毎月1回以上実施しなければならない。

（健康管理）

第14条 園長は、児童及び職員の健康管理について、次の事項を実施しなければならない。

- (1) 児童の健康診断は、入所時及び毎年定期に2回以上行うこと。
- (2) 職員の健康診断は、採用時及び毎年定期に1回以上行うほか、特に児童の食事を調理する者については、綿密な注意をはらうこと。
- (3) 児童の疾病、傷害等で特に急を要するときは、その療養のため適切な措置を講ずるとともに、その旨を理事長及び保護者、関係機関等に報告すること。

（衛生管理）

第15条 園長は、児童の衛生管理について、次の事項を実施しなければならない。

- (1) 児童の使用する居室、便所、衣類、寝具等は、常に清潔に保つこと。

- (2) 飲用に供する水については、専用水道等に準じて毎日1回以上の水質検査、塩素消毒など衛生上必要な措置を講ずること。
- (3) こども園内において伝染病が発生したときは、あわら市長及び坂井健康福祉センターに連絡し必要な措置を講ずること。

(安全管理)

第16条 園長は、児童の安全管理について、次の事項を実施しなければならない。

- (1) 児童の登所、降所は、家族が責任をもって行うよう配慮すること。
- (2) 危険な活動の防止に関する指導を、随時行うこと。
- (3) 室内外の保安点検は、月1回以上行うこと。

(非常災害)

第17条 園長は、非常災害に備えて、次の対策を講じなければならない。

- (1) 軽便消火器等の消化用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設け、常に使用できるように点検を行うこと。
- (2) 非常災害に対処する具体的計画を立て、これに関する不断の注意と訓練を行うこと。
- (3) 前号の訓練のうち避難及び消火に対する訓練は、月1回以上行うこと。

(保護者との連絡)

第18条 園長は、保護者と密接な連絡をとり保育方針、健康状態、栄養状況等につき、その保護者の理解及び協力を得るよう努めなければならない。

(専決事項)

第19条 園長は、次の事項を専決処理することができる。

- (1) 恒例又は軽易な所務について、職名又は所名をもって文書の往復発送等を行うこと。
- (2) 職員の事務分掌を定めること。
- (3) 職員の出張、超過勤務、休日勤務、休暇等を許可すること。
- (4) 前各号のほか通常的、一般的な事務の処理に関する事項。

(備付帳簿)

第20条 園長は、保育所の運営を適正に実施するために、次の帳簿を整備し、それぞれ取扱い責任者を定めなければならない。

- (1) 保育事務日誌(所日誌)
- (2) 沿革に関する記録
- (3) こども園運営に必要な諸規程
- (4) 職員に関する記録
- (5) 重要な会議の会議録
- (6) 報告及び関係機関との往復文書等
- (7) 児童に関する記録
- (8) 衛生、安全及び非常災害等に関する記録
- (9) 給食及び調理関係の記録
- (10) 会計、経理に関する諸帳簿
- (11) その他必要簿冊

(委 任)

第 2 1 条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この規則は、平成 1 7 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この規則は、平成 2 4 年 4 月 1 日から施行する。

「改正内容」

第 26 回理事会（平成 24 年 3 月 23 日開催）

第 11 条に、(2) 副所長を規定

附 則

この規則は、平成 2 7 年 4 月 1 日から施行する。

「改正内容」

第 3 7 回理事会（平成 27 年 3 月 19 日開催）

「保育所」を「こども園」、「所長」を「園長」、「休所」を「休園」、「保育士」を「保育教諭」に改める。